

南予地域柑橘農業復興対策チーム設置要綱

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨により被害を受けた宇和島市をはじめとする南予地方の柑橘農業の早期復興に向け、地域内の関係機関が一体となって、短期対策から産地復興までを一元的かつ機動的に対応することを目的とし、南予地方局に「南予地域柑橘農業復興対策チーム」（以下「対策チーム」という。）を設置する。

(任務)

第2条 対策チームは、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 復旧園地の営農支援に関すること
- (2) 災害に強い園地づくりの推進に関すること
- (3) その他柑橘農業の復興に関すること

(組織)

第3条 対策チームは、別表に掲げる者をもって組織する。

2 対策チームにリーダー及びサブリーダーを置くものとし、リーダーは南予地方局農林水産振興部長の職にある者、サブリーダーは南予地方局農林水産振興部農村整備課長、南予地方局農業振興課長及び同農業普及振興監の職にある者をもって充てる。

3 リーダーは対策チームを代表し、チーム職務を総理する。

4 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策チームの会議は、リーダーが招集し、これを主宰する。

(関係者の意見聴取)

第5条 対策チームは、必要があるときは、チームメンバー以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 対策チームは、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第7条 対策チームの庶務は、南予地方局農林水産振興部農業振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

【南予地域柑橘農業復興対策チーム】

役 割	所 属	職 名	招 集 ※
リーダー	南予地方局 農林水産振興部	部 長	○
サブリーダー	〃 〃 農村整備課	課 長	○
サブリーダー	〃 〃 農業振興課	課 長	○
サブリーダー	〃 〃 〃	農業普及振興監 (地域農業育成室長)	○
メンバー	〃 〃 〃 産地戦略推進室	室 長	○
	〃 〃 農村整備課 企画調整室	室 長	○
	〃 建設部 建設企画課	課 長	△
	〃 農林水産振興部 八幡浜支局 農村整備第一課	主 幹	△
	農林水産部 農政企画局 農政課 農地・担い手対策室	係 長	△
	〃 農業振興局 農地整備課	主 幹	○
	〃 〃 農産園芸課	主 幹	○
	農林水産研究所 果樹研究センター栽培開発室	室 長	△
	宇和島市 農林課	課 長	○
	八幡浜市 農林課	課 長	△
	西予市 農業水産課	課 長	△
	伊方町 農林水産課	課 長	△
	J A全農えひめ 園芸農産部	部 長	△
	J Aにしうわ 営農経済部	部 長	△
	J Aひがしうわ 営農部	部 長	△
	J Aえひめ南 営農部	部 長	○

※ ○：通常招集、△：必要に応じて招集